



府政科技第 889 号
平成 28 年 9 月 13 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号
及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）

平成 28 年 8 月 3 日付け原規規発第 16080317 号をもって意見照会の
あった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
（以下、「法」という。）第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する法第 43 条
の 3 の 6 第 1 項第 1 号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり
である。

(別紙)

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する核原料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第
1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とすることとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針であること
- ・ 海外において再処理を行う場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に委託することとし、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと

等の諸点については、原子力規制委員会が行う保障措置検査他によって担保されていることが確認されたこと、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。